

## 春日市納税課 Facebook 運用ポリシー

春日市ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、春日市納税課が運用する Facebook ページの運用ポリシーを、次のとおり定めます。

### 1 アカウント ( 1 ) 情報及び運用管理者

- ( 1 ) ソーシャルメディアサービス名 : Facebook ( フェイスブック ) ( 2 )
- ( 2 ) アカウント名 : 春日市納税課
- ( 3 ) アカウント URL : <https://facebook.com/>
- ( 4 ) 運用管理者 : 市民部 納税課

### 2 目的及び発信する内容

春日市税の納税に関する情報を市民及び市外住民に伝えるため、次の情報を発信します。

- ( 1 ) 公売に関するお知らせ
- ( 2 ) 公売に関連するウェブサイトページの URL など
- ( 3 ) 納税方法等に関するお知らせ
- ( 4 ) 災害情報その他の市民の生命や財産にかかわる事柄

### 3 運用時間

原則として、業務時間とします。

### 4 コメント等への対応

情報発信を目的としたアカウントであるため、原則としてコメントへの返信は行いません。お問い合わせは直接納税課へ連絡いただきます。

### 5 投稿時の注意点

- ( 1 ) 原則として納税推進担当 換価専門嘱託職員専用インターネットパソコンから投稿します。

(2) 原則として納税推進担当 広報係が投稿します。必要に応じ、広報係が指示した者が投稿します。

## 6 決裁

投稿に際しては、投稿文及び写真について、文書にて必ず事前に納税課長の決裁を受けることとします。

## 7 個人情報に関する取扱い

サービスを通じて春日市が提供を受けた個人情報については、春日市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

## 8 その他注意事項

(1) 本アカウントでは、他の利用者の投稿に対する「いいね! ( 3 )」、「シェア ( 4 )」及び他の利用者への「フォロー ( 5 )」は原則として行いません。ただし、次のアカウントについては、納税課長が必要と認める場合のみ行います。

ア 国及び地方公共団体

イ 春日市と関連が強く公共性の高い団体

ウ 春日市の他所管の有するアカウント

(2) なりすまし、炎上 ( 6・7 ) 等により、フェイスブックの運用に何らかの理由で不都合が生じた場合は、予告なしに納税課長が運用の中止等を判断し、アカウントの削除等を行うものとします。

(3) その他、本運用ポリシーに定めのない事項に関しては、必要に応じて納税課長が定めるものとします。

## 9 用語解説

### 1 アカウント

利用するサービスにログインするための、利用者権限のことをいう。

### 2 フェイスブック

フェイスブック社が運営するインターネット上のサービス。利用者が実名登

録による双方向のやり取りを行うことができる。

3 いいね！

気に入った投稿をお気に入り登録する機能のこと。

4 シェア

他人の投稿を自分の投稿画面で拡散する機能のこと。

5 フォロー

他人の投稿が配信されるようになる機能のこと。

6 なりすまし

他者のふりをしてインターネット上のサービスを利用すること。

7 炎上

投稿に対して批判又は苦情が殺到し、收拾がつかなくなる状態のこと。